

質問回答書

2021年12月16日

「ウクライナ国国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト」

(公示日:2021年12月1日/調達管理番号:21a00863)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	19 ページ 第3章 特記仕様案 第6条 実施方針及び留意事項 (9)成果指標と目標値	R/D 署名に際して、PDM 及び PO が作成されたと理解します。それらの閲覧は可能でしょうか？	配布済みの署名済み R/D の ANNEX2 が PDM、ANNEX3 が PO となります。 【12/16 追記】 「署名済み R/D」を配付いたしますので、ご希望の場合は以下の宛先に 12/23(木)までご連絡をお願いいたします。 ■担当窓口:社会基盤部 都市・地域都市・地域開発グループ第一チーム/熊谷 英範 ■メール宛先: Kumagai.Hidenori@jica.go.jp ■メール件名:【配布資料】ウクライナ国国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト
2	22 ページ 第3章 特記仕様案 第8条 報告書等 (2)技術協力成果品 ③NSDI 利活用ツール	③NSDI 利活用ツールとは、 第6条 実施方針及び留意事項、(2)国家標準推進、NSDI 普及のために必要と考えられる作業、5)で示される API 等、 第7条 業務の内容、(10) 地理空間データとメタデータの関連性と信頼性のモニタリング、で示されるツール等、及び	ご理解のとおりです。

		<p>第7条 業務の内容、(18)国家測地ネットワークの機能確認と全球測位衛星システムによる位置情報の開発、で示されるツール等</p> <p>のうちで、検討の結果で開発に至った成果を対象とするとの理解で正しいでしょうか。</p>	
3	<p>22 ページ</p> <p>第3章 特記仕様案</p> <p>第8条 報告書等</p> <p>(2)技術協力成果品</p> <p>③NSDI 利活用ツール</p>	<p>プロジェクトの活動において、システム開発のためのコンサルタントの活動や、技術者備上が想定されていません。</p> <p>このため、上記質問2に関連して、プロジェクトを通して開発されるツールは、専らウクライナ C/P が開発し、権利を有するものとなると理解します。</p> <p>NSDI 利活用ツールの成果品の納入は、限定的な使用権許諾に基づくものとの理解で良いでしょうか。</p>	<p>NSDI 利活用ツールの成果品の納入は、原則として JICA とカウンターパート機関の共同著作物となりますが、使用権の許諾についての限定性は個々にカウンターパート機関との確認の上で設定するものとします。</p>
4	<p>26 ページ</p> <p>第4章 業務実施上の条件</p> <p>(2) 業務量目途と業務従事者構成案</p> <p>1) 業務量の目途</p>	<p>国内業務 0.99 人月が明示されていますが、対応する業務内容が想定をされていれば、ご教示ください。</p>	<p>一般的に国内で発生する各種業務となり、事前準備、事後整理、報告書等作成、本邦からの遠隔での技術指導、本邦研修対応などを想定しています。</p>

以上